

AT小型限定普通二輪免許に係る1日の技能教習時間の上限等の見直しについて

1 従来の技能教習時間の上限

- 普通免許等保有者がAT小型(125cc以下)限定普通二輪免許を取得する場合の教習時限数
 - ・ 技能教習:8時限(第1段階(基本操作・走行)3時限、第2段階(応用走行)5時限) + 学科教習:1時限
- 1日当たりの技能教習は、
 - 第1段階:2時限まで
 - 第2段階:3時限まで
 - 合計:3時限まで
- 技能教習の連続は原則2時限まで。
 - ⇒ 教習修了に**最短で3日**かかる。

【最短で教習を修了するケース】



教習日数の短縮に向けた技能教習時間の上限緩和に係る社会的要請

2 改正後の技能教習時間の上限

※平成30年7月11日施行

- 普通免許等保有者がAT小型(125cc以下)限定普通二輪免許を取得する場合の教習時限数
 - ・ 技能教習:8時限(第1段階(基本操作・走行)3時限、第2段階(応用走行)5時限) + 学科教習:1時限
- 1日当たりの技能教習は、
 - 第1段階:**3時限**まで
 - 第2段階:**4時限**まで
 - 合計:**4時限**まで
- 技能教習の連続は原則2時限まで。
- 所要の**休息时间**を置く。
 - ⇒ 教習修了に**最短で2日**かかる。

【最短で教習を修了するケース】

